# 規　則

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年九月十八日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

**人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則**

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

六十　株式会社企業再生支援機構

**附　則**

この規則は、平成二十一年九月二十八日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年九月十八日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

**人事院規則一二―〇―二九**

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二号を加える。

百三十七　株式会社企業再生支援機構

百三十八　独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）

**附　則**

この規則は、平成二十一年九月二十八日から施行する。ただし、第九条に二号を加える改正規定（第百三十八号に係る部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年九月十八日

人事院総裁職務代行
人事官　原　恒雄

**人事院規則一七―〇―九四**

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部局の項中「監督企画官」を「監督企画官　損害保険・少額短期保険監督室長」に改める。

別表総務省の部内部局の項中「国際機関室長　多国間経済室長　国際展開支援室長」を「多国間経済室長　国際展開支援室長」に改める。

別表外務省の部内部局の項中「調査室長」を「欧州連合経済室長」に、「評価室長」を「評価・広報室長」に、「人道支援室長　気候変動室長　国際緊急援助室長」を「開発協力企画室長　事業管理室長　専門機関室長」に改める。

別表財務省の部内部局の項中「税関調査室長」を「特殊関税調査室長　税関調査室長」に、「国有財産有効利用推進室長」を「国有財産監査室長」に改め、同部財務局の項中「統括証券監査官」を「合同庁舎管理専門官　統括証券監査官」に改め、「宿舎係長」を削り、同部税関出張所の項中「統括審査官」を「統括審査官　統括審査官」に改める。

別表備考第一項中「平成二十一年五月三十一日」を「平成二十一年八月三十一日」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○総務省告示第四百四十九号**

計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）第七条第一項の規定に基づき、住所変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年九月十八日

総務大臣　原口　一博

| 氏名又は名称 | 変更前の住所 | 変更後の住所 | 変更年月日 |
|---|---|---|---|
| 日本無線株式会社 | 東京都新宿区西新宿6―10―1 | 東京都杉並区荻窪4―30―16 | 平成21年8月17日 |

**○法務省告示第四百三十四号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　グレアム・ベリー・プレストン
生年月日　千九百七十六年五月三十一日
国　籍　連合王国

**○法務省告示第四百三十五号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　クリストファー・ジェームズ・ハント
生年月日　千九百七十九年十月十九日
国　籍　連合王国

**○法務省告示第四百三十六号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　エドワード・ジェイムズ・レイランド・サウスゲート
生年月日　千九百七十八年四月三十日
国　籍　アメリカ合衆国

**○法務省告示第四百三十七号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　マシュー・エドワード・ディグビー
生年月日　千九百七十一年十一月十日
国　籍　アメリカ合衆国

**○法務省告示第四百三十八号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

一　指定を受けた者
氏　名　マシュー・エドワード・ディグビー
生年月日　千九百五十一年十一月十日
国　籍　アメリカ合衆国
原資格国　アメリカ合衆国カリフォルニア州
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

**○法務省告示第四百三十九号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

氏　名　ブラッドリー・ケント・エドミスター
生年月日　千九百七十四年三月七日
国　籍　アメリカ合衆国

**○法務省告示第四百四十号**

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年九月十八日

法務大臣　千葉　景子

住所　静岡県伊豆の国市四日町602番地1
グェン・ティ・ヒエン　昭和53年12月29日生
住所　横浜市磯子区洋光台6丁目35番34号
ジェルコ・マリヤ・ラシートヴナ　昭和51年9月7日生
住所　名古屋市千種区京命1丁目13番31号
梁亦施　昭和53年3月16日生
住所　東京都江東区豊洲3丁目6番5―3011号
劉愛梅　昭和43年7月4日生
住所　東京都福生市北田園2丁目19番地3
徐菊妹　昭和41年12月11日生
住所　埼玉県所沢市和ケ原1丁目191番地1
宗猛司　昭和21年10月12日生